平成２２年（フ）第３００号
茨城県龍ケ崎市長山７丁目１番地４エリームＤ棟203号室
破産者　本田　敏彦
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５３号
栃木県宇都宮市西川田６丁目６番７号西川田グランドハイツ301、破産手続開始時の住所埼玉県春日部市大衾197番地８
破産者　岩崎　　隆
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
愛知県一宮市森本１丁目19番19号　ベルファ21・101号
破産者　内山　一也
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１４６号
愛知県江南市木賀本郷町緑44番地２
破産者　水谷　立木
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８１号
京都府福知山市字堀2090番地
破産者　合田　昌伸
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
和歌山市北野457番地の３　カーサー川口203号
破産者　松山水道設備こと　松山　　勉
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４号
和歌山県紀の川市桃山町段新田443番地
破産者　西村アート塗装こと　西村　恵一
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７２号
和歌山県紀の川市畑野上166番地８、住民票上の住所和歌山県紀の川市貴志川町前田136番地１
破産者　中西　　克
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７５号
和歌山県海南市幡川27番地
破産者　木下　千里
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７７号
和歌山県有田郡有田川町大字金屋810番地３
破産者　丸山　恵男
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８５号
和歌山市船所95番地の５
破産者　川端　慶子
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８６号
和歌山市加納251番地の25　加納マンション106号、開始決定時の住所和歌山市平井129番地の10
破産者　松本　　進
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８７号
和歌山市加納251番地の25　加納マンション106号、開始決定時の住所和歌山市平井129番地の10
破産者　松本タネ子
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２００号
和歌山市六十谷1342番地の184
破産者　華活こと　楠橋　常見
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２０２号
和歌山市園部647番地の23
破産者　峪　　敦子
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1376番地
破産者　古賀　沙市
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1376番地
破産者　古賀輝美枝
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第２２２号
新潟市中央区東湊町通４ノ町3376番地４、前住所新潟市中央区古町通６番町965番地１古町ビル裏口２階キャッツハウス内
破産者　栗山まち子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２８号
新潟市秋葉区車場１丁目13番21号
破産者　中村美恵子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３０号
新潟市中央区笹口12番20号　コーポ駅南102号
破産者　渡辺　裕司
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部